

財務省告示第八十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
成十八年二月十日に発行した割引短期国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成十八年三月九日

財務大臣 谷垣 禎一

- 一 名称及び記号
割引短期国庫債券（第三百九十
四回）
- 二 発行の根拠
国債整理基金特別会計法（明治
三十九年法律第六号）第五条第
一項
- 三 振替法の適用
社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下
「国債市場特別参加者・第
価格競争入札発行」という。）
価格競争入札発行「という。）
- 五 募入決定の
方法
各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。

十一 一 発 行 価 格 日	十 一 発 行 価 格 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	七 イ 払 込 金 額						六 イ 発 行 額					
				行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行 争	イ 払 込 金 額	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場
平 成 十 八 年 二 月 十 日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	千 万 円	二 百 一 億 七 千 五 百 四 十 九 万 千	八 十 五 万 七 千 二 百 五 十 円	一 兆 八 千 二 百 九 十 四 億 八 千 六 百	額	額 億 面 金 額 で 千 七 百 二 億 円	額 億 面 金 額 で 一 兆 八 千 二 百 九 十 七	込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	募 限 度 の 範 囲 内 に お い て 各 申	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応		

十七	十六	十五	十四			十三	十二			口		イ	
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額	償還金額	償還期限	価格平均	募入平均	行争入札発	非者・特別参加	国債市場	入札発競争	
平成十八年二月十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	償還金を支払う。	償還期は、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に	平成十八年八月十日	額面金額百円につき九十九円九		額面金額百円につき九十九円九	の応募価格	額面金額百円につき九十九円九